

## 委託契約書(案)

委託名称 福島県立テクノアカデミー浜常駐警備業務委託

契約金額 年額\_\_\_\_\_円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円

委託期間 平成31年4月1日から  
平成32年3月31日まで

委託場所 福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場45番地の112

契約保証金 \_\_\_\_\_円

上記委託業務について、委託者 福島県(以下「甲」という。)及び、受託者 \_\_\_\_\_(以下「乙」という。)とは、甲を管理権限者とする下記物件の警備業務に関し、次のとおり警備業務委託請負契約を締結する。

### (業務内容)

第1条 この契約による警備業務の範囲及び業務の明細は、別紙仕様書によるものとする。

#### (契約料金及び消費税の支払)

第2条 乙は、当該月の翌月10日までに、当月分の請求書を甲に提出し、甲は受理後30日以内に、乙の指定銀行口座に支払うものとする。

#### (善管注意義務)

第3条 乙は、この契約の履行に当たり、善良な管理者としての注意をもって誠実に業務を行うものとする。

#### (機械、器具及び消耗資材の負担)

第4条 この契約の履行に当って必要な機械、器具及び消耗資材は、乙の負担とする。

#### (現場責任者)

第5条 乙は、この契約の履行に当たり、現場責任者を選任して次の任に当らせるものとする。ただし、必要に応じて、現場責任者補助者を選任する。

(1) 乙の警備員の指導監督

(2) 契約の履行に関し、甲との業務連絡及び調整

(3) 契約に基づく履行状況の確認

2 甲が乙に対し、この契約の履行に関する注文者としての注文、指図等を行う場合は、乙が選任した現場責任者又は補助者に対して行うものとし、他の従業員に対して直接これを行ってはならないものとする。

(規律維持)

第6条 乙は、この契約に基づいて業務に従事する乙の従業員に対し、一定の標識をつけた制服を着用させるとともに、指導教育に万全を期し、風紀、衛生及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の遂行に努めるものとする。

(労働法上の責任)

第7条 乙は、乙の警備員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他従業員に対する法令上のすべての責任を負うものとする。

- 2 乙は甲に対し、この契約の履行に従事する乙の従業員に関し、安全又は衛生上の危険又は有害のおそれが発見されたときは、その旨直ちに申し出るものとし、甲は乙の申し出に応じてすみやかに措置をとり、又は乙が措置することを認めるものとする。
- 3 前項の場合、乙はその安全が確認されるまで、甲に対し契約の履行を拒否することができるものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、委託業務上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(従業員控室の提供)

第9条 乙は、この契約の履行に当たり、警備員を常駐あるいは巡回させるものとし、甲は乙に対し、これら警備員の休憩室、ガス、電気及び用水を無償で提供するものとする。

(計画・報告等)

第10条 乙は、甲の注文に基づき、この契約の履行に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施するものとする。ただし、甲からの指示に異議がある場合は、甲乙協議するものとする。

- 2 乙は「福島県庁舎等維持管理業務委託契約における労働関係法令遵守の確認等に関する要綱」第5条に基づき、甲に対し「労働関係法令の遵守状況に関する報告書」を速やかに提出しなければならない。
- 3 乙は、必要に応じて警備日誌、報告書等の書面を以て、業務の実施状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は乙に対し、この契約の履行状況について何時でも報告を求めるができるものとする。

(損害賠償の責任)

第11条 この契約の履行中、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合、これらの損害について、乙は法律上の賠償責任を負うものとする。

2 免 責

- (1) 甲及び甲の従業員又は甲の関係者（顧客・取引先を含む）の故意又は過失によって生じた損害
- (2) 甲と第三者との間に損害賠償について特約がある場合に、特約によって加重された部分に関する損害

- (3) 甲又は甲の従業員が、甲の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害
- (4) 戦争（宣戦の有無を問わない）、内乱、暴動、そうじょう、労働争議等に起因する損害
- (5) 地震、洪水、噴火、津波、又はこれらに類した自然現象に起因する損害
- (6) 甲の従業員又は代理人が行い、又は加担した盗取に起因した損害
- (7) 保管物の性質、暇疵又はねずみ喰い若しくは虫喰いに起因した損害
- (8) 保管物が寄託者又は貸主に返還された日から 30 日を経過した後に発見された、保管物の破損に起因する損害  
(契約料金の変更)

第 12 条 この契約期間中において、経済状態の変動等によって労働賃金、材料価格、租税その他に著しい変動があり、契約料金が不適当と認められる場合、乙は甲に対して契約料金の変更を求めるものとする。

（契約の解除）

第 13 条 甲又は乙が、やむを得ない理由により契約期間中に、この契約を解除しようとするときは、1か月前までに書面を以てその旨を相手方に通知し、甲乙協議するものとする。この場合、契約の解除により相手方が被る損害については、賠償するものとする。

2 前項の定めに拘らず、甲又は乙に契約解除に相当する重大な契約違反があり、契約の履行に支障をきたすおそれのある場合は、直ちに相手方に通知して、この契約を解除するものとする。

3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該

契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に委託期間の初日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.7%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければ

ればならない。

(補 則)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の定めに関する疑義については、必要に応じ甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 17 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙がこれを分有する。

平成 31 年 月 日

甲 住 所 南相馬市原町区萱浜字巣掛場 45 番地の 112  
氏 名 福島県  
福島県立テクノアカデミー浜校長

住 所  
氏 名

別紙

## 支 払 内 訳 書

(単位 円)

期 間	支 払 金 額	消費 税	支 払 総 額
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合 計			